

八幡平市監査委員告示第1号

令和5年7月13日付け八監査第071001号の定期監査（令和5年5月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月14日

八幡平市監査委員 村山 巧
八幡平市監査委員 岩根 修 象

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

花き研究開発センター
令和5年5月22日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>予算執行に係る関係課長等への合議について【指摘事項】</p> <p>令和4年度の「英文契約書作成業務」について、随意契約の根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているので、八幡平市予算規則第12条の合議事項及び合議区分の規定により、総務課長及び契約管財係への合議を行う必要があるが、これを行っていない。なお、当該委託業務の契約額は50万円以下の297,000円であり、同施行令第167条の2第1項第1号も併せて適用となる。市の「随意契約ガイドライン」には、「第1号と他の号が併合する場合は、第1号を優先適用する」と記載されているので、今回の場合、第1号を適用していれば、総務課長等への合議は必要なくなるので、今後の事務執行に生かされたい。</p>	<p>随意契約の根拠法令を地方自治法第167条の2第1項第2号としていたことについて、「随意契約ガイドライン」に基づき、「第1号と他の号が併合する場合は、第1号を優先するよう」是正した。</p> <p>また、施行伺いに決裁確認票を添付して合議を確認するように改善した。</p>	<p>施行伺いに金額に関係なく決裁確認票を添付し、合議を確認するよう改善した。</p>	<p>令和5年 7月13日</p>